

会議の公開等について

- (1) 懇話会委員の氏名、選任の区分、任期及び所属については、防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条第3項に基づき、公表するものとする。
- (2) 懇話会の会議は、防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条第4項及び防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱第6条第1項に基づき、原則として公開するものとする。
- (3) 会議録については、防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条第6項及び防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱第6条第4項に基づき、会議録を作成し、原則として公表するものとする。

【参考条文】

防府市参画及び協働の推進に関する条例（抜粋）

（平成24年防府市条例第31号）

（審議会等の設置及び運営）

第十四条 市長等は、審議会等の委員を選任するときは、原則として、その一部を市民等から公募するものとし、公募しようとするときは、選考要件を公表するものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を公募により選考するときは、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況等に留意し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長等は、審議会等の委員の氏名、選任の区分、任期及び所属を公表するものとする。

4 審議会等の会議は、公開するものとする。

5 市長等は、審議会等の会議を開催しようとするときは、会議開催の日時、場所、傍聴に関する事項等を公表するものとする。

6 市長等は、審議会等の会議録を作成し、公表するものとする。

7 市長等は、第三項から前項までの規定にかかわらず、正当な理由がある場合は、公表又は公開をしないことができる。ただし、公表又は公開をしない場合においては、その理由を明らかにするものとする。

防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（平成22年3月制定）

（審議会等の会議等の公開）

第6条 審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、会議の全部又は一部を公開しない。

（1）防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）第6条に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認められる場合

（3）行政処分に関する審議等、公開が適当でないと認められる場合

（4）当該審議会等が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定した場合

2 審議会等の会議を前項各号の規定に基づき、非公開とする場合にあっては、当該審議会等において、あらかじめ決定するものとする。

3 審議会等の長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするとともに、その旨を会議録等に記録しなければならない。

4 審議会等の会議録等を作成したときは、原則として、公表するものとする。ただし、公表しない場合においては、その理由を明らかにするものとする。

5 前各項に定めるもののほか、会議等の公開に関し必要な事項は、「設置運営指針」の定めるところによるものとする。

防府市庁舎建設懇話会設置要綱

平成26年6月6日制定

(設置)

第1条 防府市庁舎の建設を検討するにあたり、市民等の様々な立場からの意見を広く聴取するため、防府市庁舎建設懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体からの推薦者
- (3) 公募により選出された者

2 前項第3号の公募及び選出については、別に定める。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長がこれを招集し、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

防府市庁舎建設懇話会 スケジュール

時 期	会 議	内 容
平成 26 年 10 月 1 日	第 1 回	○概要説明 ○意見交換
平成 26 年 11 月中旬	第 2 回	○第 1 回意見まとめ ○意見交換
平成 26 年 12 月中旬		先進地視察
平成 27 年 1 月中旬	第 3 回	○第 2 回意見まとめ ○視察意見まとめ ○市財政状況の説明 ○意見交換
平成 27 年 2 月中旬	第 4 回	○報告書（案）への意見



平成 27 年 3 月

報告書を報告